

報告書

日本環境法律家連盟 御中

JELF 審査委員会は「特定非営利活動法人 地球生物会議」について調査し、当該団体が高い公共性を持ち、「寄付、遺贈対象団体」の適格を持つと判断したので報告する。

2016年8月1日

JELF 適格審査委員会委員長
弁護士 篠 橋 隆



【委員会の構成】

弁護士 篠橋隆明
弁護士 池田直樹
弁護士 島 昭宏
弁護士 寺田伸子
弁護士 吉田理人
弁護士 小島寛司

【特定非営利活動法人 地球生物会議 調査担当弁護士】

弁護士 島昭宏
弁護士 吉田理人
弁護士 寺田伸子

第1 調査の目的と審査の基準

1 調査の目的

環境保護団体は日本や世界の環境を保全し、未来世代に良好な環境を残していく上で重要な役割を担っている。環境保護団体は市民に支えられ経営が維持されているが、日本では寄付文化が必ずしも根付いているとは言えない。また、一般市民のみなさんも寄付という社会貢献があることに気付かないままでいることも少なくない。そこで、JELF では寄付に値する環境保護団体を推薦することで寄付を促進するプロジェクト「みどりの遺言」を実施している。弁護士という専門化の立場から環境保護団体を審査し、安心して遺贈や寄付ができる団体であるか否かを判断するものである。なお、今回の審査は第一次的なものであり、今後、継続して審査を実施し、必要に応じて報告内容を充実させていく予定である。

2 推薦の基準

審査の基準は次の通りである。大きくはガバナンスかかわる評価と事業の社会的意義に対する評価とに分けて検討された。

組織が作った定款通り運営されているかは当然の前提となる。また、情報が組織の内外に適切に公開されているかについても重要な審査基準である。

環境保護団体の場合、組織のあり方は当該団体がどのような分野でどのように保護活動を続けていくかが検討され、それにあった組織が形成されている。従って、一般的には社団、財団と分かれるものの具体的あり方は多様であると言ってよい。しかしながら、団体として社会に対して責任を持ち、持続的に社会貢献を果たしていくためには組織としての統治機構や財務体制が整備され、構成員の変動にかかわらず団体として活動が維持される必要がある。

たとえば、環境保護団体では個人の活動に依存が過度に進み、個人の健康や財産に団体の存続が依存するということがしばしば見受けられる。このような団体である場合には団体としての持続性に問題があるため改善を要することになる。全国的な組織の場合、本部と地域単位との関係が良好である必要がある上、この場合、ガバナンスと言っても会社などのように統制がとれた上限関係があるとは限らない。むしろ、本部は地域組織に奉仕する関係にあるとの場合があり、そのような組織固有の課題から判断して健全で持続的な関係が築けているかがガバナンスの重要課題となる。また、全国組織ともなると組織維持に費用がかかるため安定した財源を得る仕組みが必要となる。

事業の社会的意義に対する評価については必ずしも客観的基準がある訳ではない。環境保護団体の場合、目指すべき理念に向かって最適な活動が行われるのであるが、会員数の数は組織の持っている社会的支持を表示するものとして重要となる。また、マスメディアに対する露出度についても社会的影響力を持つ点で重要である。しかし、一方で必ずしも多数に支持されなくとも学術的には重要な価値を持つ場合や社会としては放置されなければならない領域で成果を着実に上げている例もある。後者の場合は評価が難しいところであるが、JELFでは環境問題に取り組む法律家の視点から地球環境に資するか、持続社会形成に資するか、あるいは「個人の尊厳」すなわち「人の幸福」に資するものであるかといった視点からも評価した。

今回のプロジェクトは未来世代のために資産を活用してもらおうというものであるため、当該社会的成果がこれまで持続的に生み出され、将来にわたっても持続的に生み出されて行くであろうということが審査された。特定の成果が一時的に社会的に注目されたというのみでは問うプロジェクトの視点からすれば不十分である。社会的な注目はなくとも長期にわたって実施され、かつ、支持する人々の変動にもかかわらず事業として持続し、成果を安定して上げ続けていることが必要である。

この場合の成果とは当該団体の目標に照らして必要とされる成果である。一定水準を持つ機関誌が定期的に発行されているか、会員、関係者が現場において持続的な活動をしているか、研究者との連携が図られているか、セミナーなど社会教育の実践が持続的に行われているか、会員及び関係者からなど感謝の手紙があるなどといった諸要素を総合的に考慮されて判断していく。当該団体が自己の組織の成果をはかる基準を持ち、かつその基準が検証されているか、基準と成果との関係について不斷に検討されているかといった組織のあり方も成果があるか、今後も生み出すかを検討する重要課題であることは言うまでもない。

[ガバナンス・コンプライアンス評価の仕組み]

- (1) ガバナンス・コンプライアンスチェックリストによるチェック
 - (2) 監事および会計に関する聞き取り（ただし財務調査までは行わない）
 - (3) 課題があれば指摘したうえで、総合評価
- [社会的意義と事業の持続可能性の評価の観点]
- (1) 団体の目的に沿った公益的なミッションが具体化されているか？
 - (2) 具体的な事業計画があるか（年次および中長期）
 - (3) 事業計画の実行を裏付ける予算、人的体制および自律性があるか？
 - (4) 事業の評価やフィードバックの仕組みがあるか？
 - (5) 情報の公開・発信と市民からの支持・参加の広がりがあるか？
 - (6) これまでの実績と今後も実績を残していくか？

第2 審査の過程及び組織の概要など

1 調査実施の状況

以上の視点から調査担当弁護士は、2016年6月10日、特定非営利活動法人地球生物会議（略称「ALIVE」、以下「本組織」という）本部事務所（東京都新宿区三栄町6 オグラビル203号室）を訪問し、同事務局・西村知子氏と面談して、事業報告書などの提示を受けながら、聞き取り調査を行った。

2 本組織の沿革

本組織の沿革は次の通りである。

1996年に、野上ふさ子氏により、自然環境・動物保護に取り組む市民団体地球生物会議（ALIVE）を設立し、定期刊行物『ALIVE』の発行を開始した。この会の名称は、「もし地球の生き物たちが集まって会議を開いたら、何を訴えるだろうか」という思いから付けられたものである。

設立以来、生き物の視点から、生き物に関する様々な問題に取り組んでいる。その活動分野は、動物殺処分、生物多様性、動物虐待、畜産動物、動物園、実験動物など多岐にわたっている。

本組織は、動物愛護の問題に関する一般市民向けの普及活動等も行っているが、それとともに調査活動及び調査に基づいた政策提言活動などを積極的に行っており、動物の福祉の観点を取り入れるよう一貫して求めている。

3 組織の状況

(1) 組織の目的

定款3条に記載された本組織の目的は次の通り。

「本会は地球上に生息するすべての生物が地球の構成員として尊重される社会を構築することを理念として、動物、生命、環境に関する問題の調査をし、広く一般市民を対象として、課題の提起および解決方法の提案を行うことにより人と動物と環境が調和する社会の実現を図ることを目的とする。」

(2) 機関

本組織は「特定非営利活動促進法」に基づく特定非営利活動法人として組織が整備されている。同法に基づき理事、理事会、及び監事が設置されている。代表理事が会を代表し、組織を統轄するが、日常業務を実施するための活動スタッフとして調査員が置かれている。その他、地域で精力的な活動を行っている地域支部代表（会員）がいる（北海道、茨城県、愛知県、福井県、大阪府）。

（3）会員

本組織の「会員」としては、正会員、一般会員、賛助会員、終身会員、学生・青少年会員、法人団体会員の別が定められている。正会員は、総会に出席し、意見を述べ、議決に加わることができる。会員の更新状況により流動的ではあるが、会員数は現在約1,000人である。

第3 法務・ガバナンス関係についての審査の結果

1 活動目的

- (1) 本組織の目的は定款3条に、以下のとおり定められている。「本会は地球上に生息するすべての生物が地球の構成員として尊重される社会を構築することを理念として、動物、生命、環境に関する問題の調査をし、広く一般市民を対象として、課題の提起及び解決方法の提案を行うことにより人と動物と環境が調和する社会の実現を図ることを目的とする。」
- (2) 上記目的を達成するため、本組織が行う活動として、定款4条には、以下のとおり定められている。「(1)環境の保全を図る活動(2)社会教育の推進を図る活動(3)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」。これらはいずれも特定非営利活動促進法2条及び別表に定められた特定非営利活動に該当する。本組織は、上記目的を達成するための特定非営利活動に係る事業として、定款第5条において、定期刊行物誌等発行事業等の5つの事業を行うことを定めている。
- (3) 以上のとおり、本組織は、営利を目的とせずに環境保全等の公共性の高い活動、事業を行うものである。

2 組織と機関運営

（1）特定非営利活動法人

地球生物会議の組織形態は、特定非営利活動法人である。特定非営利活動法人は、「特定非営利活動促進法」に定める活動を行う団体であり、同法が団体に関する通則、設立、管理等を規制し、また設立の認証等につき所轄庁（都道府県知事）の監督を受ける。

本組織の活動目的が、上記1で述べたとおり公共性、非営利性を有するものであり、このような目的を維持するため、所轄庁の監督がなされることに鑑みると、組織形態は上記の目的に沿ったものであり、妥当である。

調査によれば、本組織は、特定非営利活動促進法29条に基づいて、東京都知事に毎年度、事業報告書等提出書を提出している。

(2) 社員

定款第6条に「会員」の定めがあり、正会員、一般会員、賛助会員、法人団体会員等の6種類の会員が明記されている（定款第6条）。うち、正会員が法律上の社員とされ、議決権を有する（同条、第9条1項）。社員を含め、会員の入会について、特に条件は定めていない（同第7条）。但し、代表理事は、申込みに対して、正当な理由がある場合には、入会を認めることができる（同）。

調査の結果、現在社員（正会員）は11名であり、以前、本組織の代表者であった野上氏と長年活動を共にしてきた人々である。正会員として広く募集することはしていない。半年以上の会費の滞納があった場合には、会員の資格を喪失する運用となっている。

(3) 社員総会

定款第4章が「総会」として社員総会について定めている。総会は、定款の変更、解散及び合併、会員の除名、役員の選任及び解任等の重要事項を決する（定款第24条）。通常総会は毎年1回、臨時総会は必要に応じて開催され、代表理事が招集する（第25条、第26条1項、2項）。総会招集にあたっては、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等を開催の遅くとも5日前までに通知する（第26条3項）。議決事項は、同通知事項である（第29条1項）。定足数は社員総数の2分の1以上であり、出席した社員の過半数をもって議決する（第28条、第29条2項）。総会の議事録が作成され、議長及び同会により選任された署名人2名が記名（署名）押印する（第31条）。

調査の結果、定款の定めは遵守されている。

(4) 理事

定款第3章に理事及び監事からなる役員の定めがある。理事は、5名以上10名以下、監事は1名以上2名以下が、社員総会の決議により選任される（定款第14条1項、第15条1項）。理事のうち1名以上3名以下を代表理事とする（第14条2項）。役員には、法律に従った親族制限規定がある（第15条3項）。理事は無報酬である（第21条1項）。なお、本組織には、顧問、名誉代表という役職を置くことができることが定款で定められているが、これらの者に固有の権限はない（第20条）。

調査の結果、現在理事は6名、監事1名が就任している。代表理事は理事の中から1名選任されている。理事兼調査員は1名いる。監事は、会計関係の資料を監査しているが、監査報告書は作成していない。その他、定款の定めは遵守されている。理事と本組織との間で取引はない。

(5) 理事会

定款第5章に、「理事会」の定めがある。理事会は、社員総会に付議すべき事項、総会の議決した事項の執行に関する事項、その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項を議決する（定款第33条）。理事会は、代表理事が必要と認めたとき、または理事総数の3分の2以上から目的事項を示して招集の請求があったときに、代表理事が招集する（第34条、35条）。理事会は、特別利害関係理事を除く出席した理事の過半数により決議する（第37条2項、38条4項）。理事会の議事

録が作成され、議長及び同会において選任された署名人 2 名が記名（署名）押印する（第 39 条）。

調査の結果、理事会は重要な検討事項が生じた際に隨時開催されており、年 1、2 回開催されている。その他、定款の定めが遵守されている。

（6）事務局

定款第 10 章に「事務局」の定めがある。事務局は、事務を処理し、事務局長及び職員は代表理事が任免する（定款第 58 条、59 項）。事務局の組織及び運営については、代表理事が理事会の決議を得て定める（第 60 条）。

調査の結果、事務局には、事務局長 1 名とパートスタッフ 1 名がいる。事務局長は、雇用関係にあり（但し、雇用契約書はなし）、就業規則、給与等支払規則により労働条件等が定められている。また、事務局職員とは別に、活動を行う調査員等スタッフが 5 名いる。調査員等スタッフとは、業務委託関係にあり、個別に調査業務を委託している。調査員 1 名とは業務委託契約書を作成している。

3 届出関係

上記のとおり、毎事業年度開始後 3 か月以内に事業報告書等を作成し、毎事業年度 1 回、所轄庁（東京都知事）に対して、提出している。

4 情報開示

本組織は、定款、役員名簿、財産目録、事業報告書、計算書類、前年度社員のうち 10 名以上の名簿等、を事務所に備えおいており、閲覧または謄写に応じる体制が整っている。

その他、情報開示について、特に懸念すべき事項はない。

第 4 財務・会計・労務関係についての審査結果

1 財務・会計

本組織では、税理士に依頼し、会計帳簿を適切に管理しており、事業年度ごとに財務諸表を適切に作成していることが確認された。事業計画書及び活動予算書については、毎年作成し、社員総会の議決を得ている。

寄付金についても寄付台帳を作成し、適切な管理が行われていることが確認された。

会計については、監事による監査を行っているが、監査報告書が作成されておらず、後日、疑義が生じないよう、今後改善が求められる。

2 労務

本組織は、専従職員 1 名を雇用している。就業規則や給与支払規則は整備されているが、雇用契約書の作成などの点に不備が認められ、改善すべき点もある。従業員に対し、残業をしないように指導するなど、労働問題防止のための姿勢も認められる。

第5 活動実績と事業の持続性

1 これまでの活動実績

本組織が最初に取り組んだのが、人が飼育する動物の保護法（現在の動物愛護管理法）の改正活動である。1973年に制定されたこの法律は、犬猫の引取りと殺処分以外にはほとんど何も中味のないものであった。1997年に「動物の法律を考える連絡会」結成に加わり、大きな世論の後押しで初めて1999年の法改正を実現した。2005年の改正には動物虐待の防止や動物取扱業の規制などを中心に15万名の署名を集めて国会に請願し、一部実現。さらに、2012年の法改正に向けては、環境省の動物愛護管理のあり方検討小委員会の委員として、より実効性のある法改正に向けての提言を行った。

野生動物の分野では、NGOのネットワークとともに、1999年の「鳥獣保護法」改正活動を行った。2002年には、野上氏が、衆議院環境委員会で参考人として意見陳述し、生息地の保護、鳥獣保護員の拡充や野生動物を無差別殺傷するわなの規制強化を訴えるなどして、2007年の鳥獣保護法改正でわなの規制強化が実現した。

日本では動物園やクマ牧場などの展示施設が劣悪であるために、動物の異常行動などが頻発している。このような状況は野生動物に対する誤った理解を広げるものであることから、1996年からズーチェック運動を開催し飼育環境のエンリッチメントの普及を図った。2003年には「展示動物の飼養保管基準改正」の検討会（環境省）で意見を述べ、一部が採用されている。2014年には「動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会」（環境省）にて発表を行った。

2002年には、有志の研究者らと牛や鶏などの畜産動物の飼育実態を改善することを目的とした「農業と動物福祉の研究会」を結成し、畜産のあり方の改善活動にも取り組んできた。

2009年には「迷子の犬を家にかえそう」プロジェクトを立ち上げ、迷子札と注射済票の表示を兼用し、かつ簡便に首輪に装着できる特製の迷子札ホルダーを考案（登録実用新案第3153980号）。犬の殺処分の減少を目的とした飼い主明示の取り組みも開始した。

このように様々な動物たちの個別問題ばかりではなく、人間社会と自然や動物との関わりを全体的視野に入れて、大きなビジョンで見ていくことが必要であるとの観点から、生物多様性国家戦略に意見を出したり、2007年に制定された生物多様性基本法の制定に野生生物保護法制定をめざす全国ネットワークとして関与した。また、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の改正活動にも取り組んでいる。

2 現在の活動状況

本組織では、現在、家庭動物、実験動物、野生動物、畜産動物、展示動物、動物取扱業等の各問題に取り組んでいる。

家庭動物については、殺処分の問題などを中心に全国の自治体に動物行政アンケートを行い、報告書を作成している。同報告書は、現在の動物行政の状況が詳しくわかり、資料として重要な価値を有している。その他、条例の整備などに向けた提言活動や市民向けの啓発活動などを起こしている。

実験動物についても幅広い調査活動を行っており、調査結果に基づき、状況改善のための行政や企業への働きかけを行っているところである。

野生動物については、ペットとして流通する野生動物の調査活動、また国内に生息する野生動物に関する様々な問題について専門家や他団体との情報交換を行い、法律改正の際の提言活動などをおこなっている。

さらに動物取扱業の問題についても、第一種動物取扱業者の展示実施状況の現地調査や改善にかかる行政交渉、神奈川県・朝日新聞主催の動物愛護シンポジウムに登壇しての問題提起などをおこなっている。

このように動物に関する問題全般について幅広い活動を行っており、会員向けに、会報「ALIVE」を発行している。同会報は、現在までに117号が発行されている。

3 評価と将来に向けての持続性

(1) 本組織は、特定非営利活動法人であり、特定非営利活動促進法及び定款に基づいた組織運営がなされていると認められる。

本組織は、これまで動物の福祉の観点から、様々な動物の問題について政策提言活動等を行っており、法改正の際に本組織の提言内容が取り入れられたりするなど、動物の分野では、重要な役割を担ってきたといえる。また、本組織は、調査活動にも力をいれしており、行政や各種団体に対して行っているアンケート調査の報告書は資料としても重要な価値を有している。

動物の福祉の観点から、地道な調査活動や政策提言活動を行っている団体は非常に貴重であり、本組織の活動は、高い公益性を備えているといえる。

(2) ただし、本組織のこれまでの活動は、様々な分野に精通した前代表を中心に高いリーダーシップのもとで展開されてきたため、前代表逝去後は、活動面においても運営面においても新たな体制による組織作りが求められた。活動面では、動物問題分野ごとの分担制にするなどして対応をしているが、調査員らのほとんどが本組織の活動のみに従事しているわけではなく、また、運営面においても、日々の事務業務全般その他に対応する専従職員は1名しかおらず、人材確保が大きな課題となっている。しかしながら、現在も各調査員らが、調査活動を進めており、今後は、これらの堅実な活動を維持できるような体制を整えていく必要がある。

(3) まとめ

本組織は、法令に則った組織が整備されている。また、本組織が行ってきた、動物の福祉の観点からの環境問題及び動物問題に関する取り組みは、高い公益性を備えている。動物の福祉の観点は、日本国内では、十分に認知されているとは言い難い状況であり、このように動物の福祉の問題を正面から捉え、調査、政策提言活動や普及啓発活動を行っている本組織の存在は貴重であるといえる。

今後、組織を持続させていくためには、財政基盤を確立することも必要である。そのためにも寄付や新規会員の獲得に向けた取組みが求められるところであるが、本組織がこれまで行ってきた活動は、非常に意義深いものであり、将来にわたって、本組織が持続されていくことが望まれる。よって、JELF審査委員会は、本組織を寄付・遺贈対象適格団体として認定する。

以上